



2023年9月26日

各位

会社名 タツタ電線株式会社
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 山田 宏也
(コード番号: 5809 東証プライム)
問合せ先 経営企画部 佐藤 大河
(電話番号: 06-6721-3011)

剰余金の配当（無配）に関するお知らせ

当社は、2023年9月26日開催の当社取締役会において、2022年12月21日付で別途公表いたしました「ENEOSホールディングス株式会社の完全子会社（JX金属株式会社）による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する意見表明のお知らせ」（以下「2022年12月21日付プレスリリース」といいます。）に記載のJX金属株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が開始される予定であることに加えて、2023年6月30日付「（開示事項の経過）ENEOSホールディングス株式会社の完全子会社（JX金属株式会社）による当社株式に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」（以下「2023年6月30日付プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、公開買付者によれば、2023年9月末日においても、本公開買付けが開始されていない場合は、改めて進捗状況をお知らせすることとされており、本日付で別途公表いたしました「（開示事項の経過）ENEOSホールディングス株式会社の完全子会社（JX金属株式会社）による当社株式に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」（以下「2023年9月26日付プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、公開買付者によれば、本日現在においても中国競争法に基づく必要な手続及び対応は完了しておらず、また、中国競争法に基づく届出の要否に係る基準額の引き上げ等を内容とする法改正も施行されていないとのことですが、中国競争法に基づく必要な手続及び対応が完了し、本公開買付けが開始される時期は、2023年12月以降となることを見込んでおり、引き続き早期に当該手続及び対応を完了すべく努めていることを踏まえ、2023年9月30日（第2四半期末）を基準日とする剰余金の配当を行わないことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 理由

当社は、2022年12月21日開催の当社取締役会において、本公開買付けについて、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しておりました。

なお、上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続きにより当社の株主を公開買付者のみとすることを企図していること、並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。詳細については、2022年12月21日付プレスリリースをご参照ください。

当社は、配当性向30%を目安としつつ、安定的な配当を継続することを基本とし、株主への利益還元

を適切かつ適時に行うため、中間配当と期末配当の年2回の配当を行うことを基本方針としてまいりました。しかしながら、公開買付者によれば、本公開買付けにおける買付け等の価格は、2023年3月31日を基準日とした期末配当が行われないことを前提として総合的に判断・決定されていることから、2022年12月21日開催の取締役会において、2022年10月28日付に公表いたしました2023年3月期の配当予想を修正し、2023年3月31日を基準日とする期末配当を行わないことを決議しておりました。

2022年12月21日付プレスリリースによれば、公開買付者は、2023年6月には本公開買付けを開始することを目指していたものの、国内外の競争当局における手続等に要する期間を正確に予想することが困難な状況であるため、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせすることとしていたとのことでした。また、中国競争法に基づく届出の要否に係る基準額の引き上げ等を内容とする法改正が予定されており、当該法改正が施行された場合には本公開買付けにつき中国における競争法上の届出は不要となり、当該時点における国内競争法の手続の進捗状況に応じて本公開買付けの開始予定時期が変更となる可能性がある旨をお知らせしていたとのことでした。

その後、2023年6月30日付プレスリリース及び2023年9月26日付プレスリリースにおいてお知らせしたとおり、公開買付者より、国内外の競争法に基づく必要な手続及び対応のうち、日本における競争法に基づき必要な手続及び対応が完了したものの、中国競争法に基づく必要な手続及び対応が完了していない旨の連絡を受けました。公開買付者としては、中国競争法について、当該手続及び対応が完了し、本公開買付けが開始される時期は、2023年12月以降となることを見込んでおり、引き続き早期に当該手続及び対応を完了すべく努めるとのことでした。

なお、仮に、中国競争法に基づく届出の要否に係る基準額の引き上げ等を内容とする法改正が施行され、中国競争法に関する届出が不要となる場合には、当該届出の取り下げを申請する予定である点に変更はないとのことでした。

上記の状況を踏まえ、改めて公開買付者に確認いたしましたが、公開買付者によれば、本公開買付けにおける買付け等の価格は、2023年3月31日（期末）を基準日とする剰余金の配当が行われないことに加えて、2023年9月30日（第2四半期末）を基準日とする剰余金の配当についても行われないことを前提として総合的に判断・決定されているとのことでしたので、本日開催の取締役会において、2023年9月30日（第2四半期末）を基準日とする剰余金の配当を行わないことを決議いたしました。

2. 内容

2023年9月30日（第2四半期末）を基準日とする剰余金の配当の内容

| | 決定額 | 直近の配当予想 (2023年7月26日公表) | 前期実績 (2023年3月期) |
|----------|------------|---------------------------|--------------------|
| 基準日 | 2023年9月30日 | 同左 | 2022年9月30日 |
| 一株当たり配当金 | 0円00銭 | 未定 | 9円00銭 |
| 配当金の総額 | — | — | 556百万円 |
| 効力発生日 | — | — | 2022年12月1日 |
| 配当原資 | — | — | 利益剰余金 |

以上